

産業廃棄物適正処理に係る 業種別事例集 ～自動車関連産業編～のご紹介

第19回 本田技研工業株式会社の事例

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、日本の主要産業の一つであり、多種多様な産業廃棄物が排出される「自動車関連産業」を対象に、製造や販売等の様々な事業から生じる産業廃棄物の適正処理の取組み等を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。

第19回は、事例集の中から、リソースサーキュレーションの主な取組みとして、企業活動における廃棄物の削減、歩留まり向上による副産物の削減など、資源リデュースを含めた3Rのさらなる進化に取り組んでいる本田技研工業株式会社の電子マニフェストの使用状況や取組みについて一部抜粋し掲載します。

1 会社概要

- 本社所在地：東京都港区虎ノ門二丁目2番3号
(※2025年6月より移転)
- 資本金：860億円(2025年3月末)
- 従業員数：連結197,173名(2025年3月末)
- 主な事業内容：主に二輪車、四輪車、パワープロダクツの製造販売

2 産業廃棄物に関する情報

○排出する主な産業廃棄物(令和5年度実績、国内事業場の産業廃棄物等の量を集計)

廃棄物区分	排出する主な産業廃棄物の種類
産業廃棄物	約9,400t ・汚泥 ^{※1} 約3,000t ・廃油 ^{※2} 約2,300t ・鉗ざい ^{※3} 約1,500t ・廃プラスチック類 ^{※4} 約1,200t
特別管理産業廃棄物	約200t ・一部の排出事業場では、エンジン内部の金属部品の硬度を上げるために金属表面処理を行った際に、有害物質含有廃棄物が発生。有害物質が金属治具に付着したものは、副資材メーカーで金属としてリサイクル
その他有価物等	・令和5年度は、ボディ鋼板・パワートレイン鍛造等端材、仕損じ品、紙・段ボールを有価物として約10万t売却

- ※1 機械加工、金属加工等で発生する研磨スラッジ及び、工程排水や洗浄废水の排水処理汚泥
※2 プレス工程、機械加工等で使用した切削油や熱処理油等
※3 鋳造工程において排出
※4 汚れがあり有価物にならない廃プラスチック類(主に、物流で使用される発泡スチロール、ビニール袋等の梱包材)

○主な産業廃棄物の処理・リサイクル方法(令和5年度実績)

廃棄物の種類	処理・リサイクル方法
汚泥	脱水・乾燥・固形化し、セメント原料として利用(100%) ※研磨粉等は一部圧縮してブリケット化
廃油	補助燃料化し、石油代替燃料として利用(100%) ※焼却の補助燃料、セメント原料、製鉄所の燃料等として利用
鉗ざい	選別・破碎し、セメント原料・路盤材等として利用(100%)
廃プラスチック類	焼却・熱回収(97%)、発泡スチロールは熔融固化しプラスチック成型原料として利用(2%)、圧縮固化し固形燃料(RPF)として利用(1%)
廃酸	中和処理(100%)

○主な産業廃棄物のリサイクル率(令和5年度実績):約99.7%

- ※ リサイクル率は熱回収を含む
※ 有価物(鉄スクラップを除く)、特別管理産業廃棄物、事業系一般廃棄物を含めてリサイクル率を算定

3 委託先処理業者選定

○選定方法・選定基準

- 購買部門との連携で、処理委託料が適正価格かの確認と、処理業者の経営状況を審査した後に、委託契約を締結

4 実地確認の実施状況

○実施する従業員数

- 各排出事業場の購買部門(主)、廃棄物管理担当

部署（副）の職員2～3名が実施

- 実地確認は、契約窓口の購買部門担当者、廃棄物管理者のほか、収集運搬業者の窓口担当者も同行し、関係者で適正処理の状況を確認

○実施頻度・所要時間

- 新規の委託契約時に実地確認を実施するほか、既存の委託先処理業者に対して、年1回の実地確認を実施（2～3時間程度）

○確認対象

- 中間処理施設を確認
- 中間処理業者と最終処分業者との契約内容及び中間処理業者による最終処分場の実地確認状況を確認

○確認内容

- 「廃棄物現地確認ガイドライン」に基づき確認項目の評価点を採点し、基準点以上であることを確認
- 処理工程、作業手順書の整備状況、産業廃棄物の保管状況、近隣住民とのコミュニケーション状況、「5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）徹底」状況等を確認。緊急時のマニュアルの整備状況、訓練の実施状況等の安全対策を確認
- 中間処理業者の熱回収については、社内で定めている「環境負荷（GHG以外）把握・目標管理のガイドライン」の「年間熱回収率 $\geq 10\%$ （JPN基準）」に適合しているかを確認
- 年1回の実地確認で、電子マニフェストデータと受け入れた産業廃棄物の処理の実態を突き合わせて、委託した産業廃棄物の処理が終了していることを確認
- 収集運搬については、ISO14001で確認事項を規定し、車両や収集運搬時の事故対策等の状況を確認

5 委託契約・事前打合せ

○委託契約

- 本社法務部門で自治体、廃棄物関係団体等が公表している契約書様式を参考とした、自社の委託契約書ひな形を作成。各排出事業場の購買部門が、ひな形を用いて契約書を作成

○委託する産業廃棄物の性状等の情報伝達

- 「化学物質情報管理システム」を基に、社内で産業廃棄物の性状等の情報を共有。業容変化に伴い、新たに排出される化学物質と産業廃棄物は、計画段階で廃棄物排出部署と廃棄物管理担当部署で性状等の情報を共有

○廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 各排出事業場の廃棄物管理担当者が立ち会い、産業廃棄物の内容を確認の上で引渡し、各排出事業場のトラックスケールにより計量

6 電子マニフェストの使用状況

○電子マニフェスト導入の効果

- マニフェストに関する業務の省力化により確保できた工数を、廃棄物管理担当部署の役責の1つである「排出量削減施策遂行」に資源を投入

○電子マニフェスト情報の活用方法

- 排出事業場の排出状況（廃棄物の種類、量）の把握、環境報告書等のデータ集計に活用

7 排出事業場での廃棄物の保管から処理までの管理

- 排出部署ごとの排出量を集計し、各部署に排出量の変化や普段、排出しない産業廃棄物の排出実績等の情報をフィードバック
- なるべく単一性状の廃棄物の集積となるよう、排出工程へ遡った細分別の徹底

8 その他適正処理、資源循環、脱炭素の取組み

- ISO14001の内部監査で、廃棄物管理の内部統制を意図し、産業廃棄物の分別、保管、委託処理等の状況を確認
- Honda車の使用済みバンパー、生産工程で一部発生する試作バンパーを回収・粉砕し、サステナブル素材としてリサイクルする取組みを推進